証券コード 8416

株式会社高知銀行
THE BANK OF KOCHI, LTD.

第135期
定時株主総会招集ご通知

日　時

平成27年6月26日(金曜日)午前10時

場　所

高知市堺町2番24号
当行本店5階ホール

議　案

第1号議案 ▶剰余金処分の件
第2号議案 ▶取締役9名選任の件
第3号議案 ▶監査役1名選任の件

郷土高知を照らす太陽と、「熱意」の姿勢を赤に、
穏やかにそびえる山々と、「調和」への願いを緑に、
躍る黒潮と、「誠実」の精神を青にたとえてー。

高知銀行のシンボルマークは「ビビッドK」。
右上の赤は地域の皆さまを、
右下の緑は地元企業の皆さまを、
そして、それぞれのニーズを受け止める
高知銀行を左の青で表しています。

CONTENTS

■招集ご通知 …… 2

■株主総会参考書類 …… 5

第１号議案 剰余金処分の件

第２号議案 取締役９名選任の件

第３号議案 監査役１名選任の件

■事業報告 …… 13

1．当行の現況に関する事項

2．会社役員（取締役および監査役）に関する事項

3．社外役員に関する事項

4．当行の株式に関する事項

5．当行の新株予約権等に関する事項

6．会計監査人に関する事項

7．財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

8．業務の適正を確保する体制

■計算書類 …… 34

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

■連結計算書類 …… 48

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

■監査報告書 …… 65

株 主 各 位

証券コード8416
平成27年6月9日

高 知 市 堺 町 2 番 24 号
株式会社 高知銀行
取締役頭取 森 下 勝 彦

第135期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当行第135期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時30分までに到着するよう、折返しご送付賜りますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
2. 場　　所　高知市堺町２番24号　当行本店５階ホール
3. 目的事項

報告事項
1）第135期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
2）第135期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役９名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件

以　上

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（アドレス　http://www.kochi-bank.co.jp/）に掲載することによりお知らせいたします。

議決権の行使についてのご案内

下記のいずれかの方法にて議決権の行使をお願いします。

1 株主総会に出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

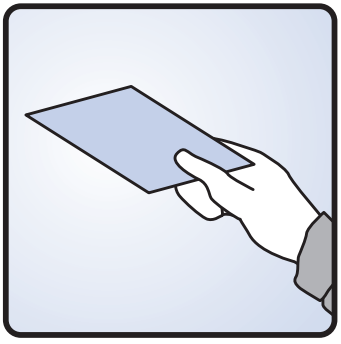

2 議決権行使書の郵送

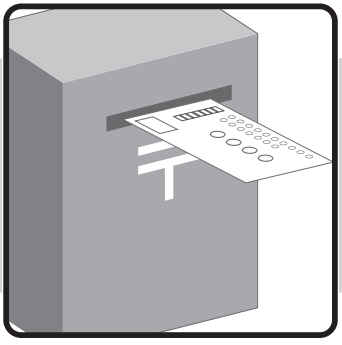

同封の議決権行使書に各議案に対する賛否をご表示のうえ、平成27年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。



本定時株主総会の議案を「株主総会参考書類」５ページより12ページに記載しておりますので、ご検討のうえ、議決権の行使をしてくださいますよう、お願い申しあげます。

当日ご出席いただける場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

当日ご出席いただけない場合は、同封の議決権行使書に各議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時30分までに到着するよう、ご返送ください。（切手の貼付はご不要です。）

つきましては、第１号議案および第３号議案に賛成される場合には、該当議案の賛否表示欄の「賛」の欄に○印を、異なる意思をご表示される場合には、「否」の欄に○印をご表示願います。また、第２号議案につきましては、候補者全員に賛成される場合には、該当議案の賛否表示欄の「賛」の欄に○印を、候補者全員に異なる意思をご表示される場合には、「否」の欄に○印を、一部の候補者につき異なる意思をご表示される場合には、「賛」の欄に○印をご表示されたうえ、「株主総会参考書類」に記載の該当候補者の番号をご記入ください。

なお、各議案につき賛否のご表示をされない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱うこととさせていただきます。

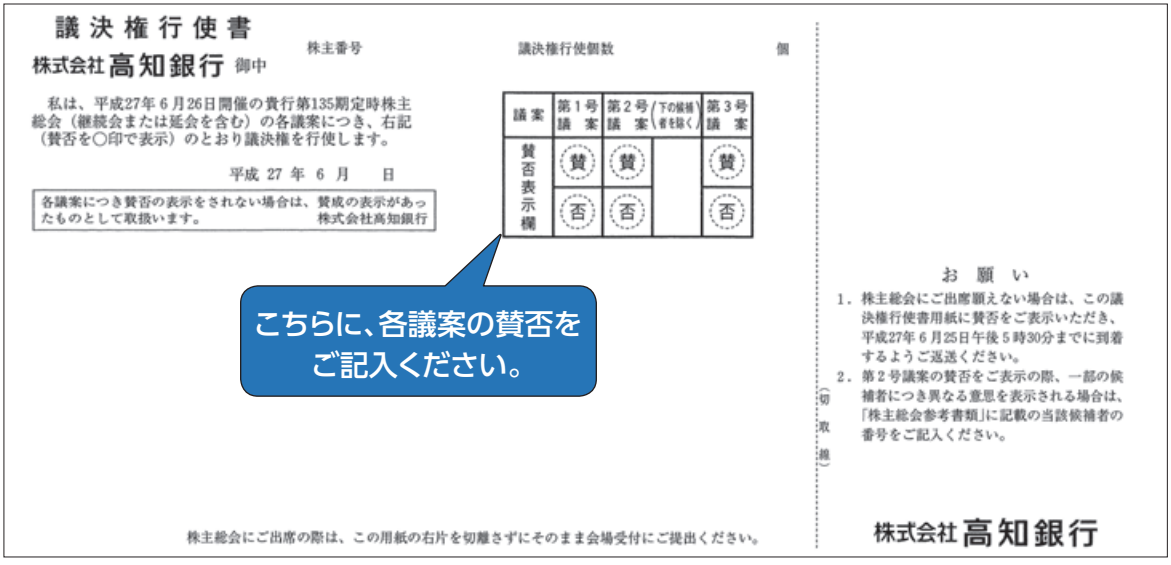

第１号議案 ▶ 剰余金処分の件

当行は、安定的な経営基盤の確保と健全な財務体質への強化を図るとともに、フローの利益とストックの内部留保に応じ、弾力的に配当金をお支払いする方針としております。

なお、第１種優先株式につきましては、所定の配当金とさせていただくものであります。

第135期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類

金銭といたします。

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式１株につき金１円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は152,191,806円となります。

当行第１種優先株式１株につき金１円70銭４厘といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は127,800,000円となります。

これにより、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、当行普通株式１株につき金２円50銭、当行第１種優先株式１株につき金２円84銭となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月29日といたしたいと存じます。

第２号議案 ▶ 取締役９名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（８名）が任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため、社外取締役１名を増員し、取締役９名（うち社外取締役２名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号１

森下（もりした）　勝彦（かつひこ）（昭和29年２月５日生）

所有する当行の株式の種類および数　普通株式　43,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和52年４月	当行入行
平成10年４月	当行審査部主任審査役
平成11年９月	当行本店営業部貸付一課長
平成13年４月	当行本店営業部貸付グループ長
平成14年６月	当行今治支店長
平成15年６月	当行経営統括部グループ長
平成17年６月	当行経営統括部長
平成18年６月	当行取締役経営統括部長委嘱
平成19年11月	当行常務取締役
平成20年４月	当行専務取締役
平成24年４月	当行取締役頭取
平成26年６月	当行取締役頭取　監査部担当（現任）

候補者番号 2

岡林（おかばやし） 豊（ゆたか）（昭和30年７月15日生）

所有する当行の株式の種類および数 普通株式　38,400株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和53年４月	当行入行
平成12年５月	当行御座支店長
平成14年６月	当行一宮支店長
平成16年４月	当行徳島支店長
平成17年９月	当行大阪支店長
平成19年４月	当行本店営業部長
平成19年６月	当行取締役本店営業部長委嘱
平成21年６月	当行取締役総務部長委嘱
平成22年６月	当行取締役総務部長委嘱 総務部担当
平成24年６月	当行常務取締役
平成26年６月	当行常務取締役　営業本部・事務システム部担当 営業本部長委嘱（現任）

候補者番号 3

和田（わだ） 廣男（ひろお）（昭和33年２月16日生）

所有する当行の株式の種類および数 普通株式　23,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和55年４月	当行入行
平成14年４月	当行経営統括部主任業務役
平成17年６月	当行経営統括部グループ長
平成20年４月	当行市場金融部グループ長
平成21年４月	当行経営統括部部付部長
平成21年９月	当行経営統括部長
平成23年６月	当行取締役経営統括部長委嘱
平成26年６月	当行常務取締役　総務部・融資統括部・与信管理部・市場金融部担当（現任）

候補者番号4

植田（うえた）　茂（しげる）（昭和30年２月18日生）

所有する当行の株式の種類および数　普通株式　21,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和52年４月	当行入行
平成12年５月	当行大杉支店長
平成14年４月	当行朝倉支店長
平成15年７月	当行総務部グループ長
平成18年７月	当行コンプライアンス統括部グループ長
平成19年６月	当行コンプライアンス統括部長
平成21年６月	当行人事部長
平成24年６月	当行取締役人事部長委嘱
平成26年６月	当行常務取締役　コンプライアンス統括部・経営統括部・人事部担当（現任）

候補者番号5

松岡（まつおか）　正憲（まさのり）（昭和31年11月５日生）

所有する当行の株式の種類および数　普通株式　49,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和54年４月	当行入行
平成12年５月	当行大津支店長
平成14年４月	当行後免支店長
平成15年９月	当行南支店長
平成18年４月	当行松山支店長
平成21年６月	当行与信管理部長
平成24年４月	当行コンプライアンス統括部長
平成25年６月	当行取締役総務部長委嘱
平成26年６月	当行取締役本店営業部長委嘱（現任）

株主総会参考書類

候補者番号6　海治（うみじ）　勝彦（かつひこ）（昭和35年７月24日生）

所有する当行の株式の種類および数　普通株式　46,350株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和59年４月	当行入行
平成16年４月	当行融資統括部主任業務役
平成18年１月	当行経営統括部主任業務役
平成19年４月	当行経営統括部グループ長
平成23年４月	当行東京支店長
平成25年５月	当行経営統括部部付部長
平成26年４月	当行コンプライアンス統括部長兼経営統括部部付部長
平成26年６月	当行取締役経営統括部長兼コンプライアンス統括部長委嘱
平成26年９月	当行取締役経営統括部長委嘱（現任）

候補者番号7　※三宮（さんのみや）　昌子（まさこ）（昭和32年５月13日生）

所有する当行の株式の種類および数　普通株式　0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和51年４月	当行入行
平成15年４月	当行横浜ニュータウン支店長
平成17年９月	当行南国支店長
平成18年11月	当行事務統括部主任業務役
平成20年９月	当行経営統括部主任業務役
平成21年９月	当行営業統括部主任業務役
平成22年７月	当行営業統括部グループ長
平成24年４月	当行ローン業務部グループ長
平成25年５月	当行ローン業務部長
平成26年９月	当行コンプライアンス統括部長（現任）

候補者番号8

※
秋元　厚志（あきもと　あつし）

（昭和26年1月28日生）

所有する当行の株式の種類および数　普通株式　0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和44年4月	高知県庁入庁
平成14年4月	高知県総務部行政管理課長
平成16年4月	高知県商工労働部副部長
平成17年6月	高知県商工労働部産業技術委員会事務局長
平成18年4月	高知県商工労働部参事
平成18年8月	高知県商工労働部長
平成20年4月	高知県産業技術部長
平成21年4月	高知県観光振興部長
平成23年4月	公益財団法人高知県のいち動物公園協会理事長
平成26年4月	高知県人事委員会委員長（現任）

候補者番号9

※
永房　展子（ながふさ　のぶこ）

（昭和46年1月17日生）

所有する当行の株式の種類および数　普通株式　0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成9年4月	弁護士登録・あすか協和法律事務所
平成15年4月	金融庁監督局（任期付職員）
平成17年7月	隼あすか法律事務所　弁護士（現任）
平成26年4月	日本証券業協会　法務参事（現任）

（注）1．取締役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
2．※印の候補者は、新任の取締役候補者であります。
3．秋元厚志および永房展子の両氏は、社外取締役候補者であります。
4．永房展子氏は、婚姻により、戸籍の氏を変更いたしましたが、弁護士業務を北川展子（旧氏名）で行っております。
5．秋元厚志氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる行政機関における経験に加え、公益財団法人高知県のいち動物公園協会理事長として事業全般について、健全かつ効率的な組織運営に努めるなど、豊富なキャリアと幅広い知識を有しておられ、経営全般について客観的かつ透明性をもって社外取締役としての役割を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。また、同氏が原案どおり選任された場合、金融商品取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
6．永房展子氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と知見ならびに高い法令遵守の精神を有しておられ、専門的見地から客観的かつ透明性をもって社外取締役としての役割を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。また、同氏が原案どおり選任された場合、金融商品取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
7．当行は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款第25条において社外取締役の責任限定契約に関する規定を設けております。なお、秋元厚志氏および永房展子氏が選任されたときは、当行との間で責任限定契約を締結する予定であります。
責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第１項に基づき損害賠償責任を負う場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として、損害賠償責任を負担するものであります。

第３号議案 ▶ 監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役近森豊明氏が任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

岩崎（いわさき）　文明（ふみあき）（昭和29年11月４日生）

所有する当行の株式の種類および数　普通株式　20,200株

略歴、地位および重要な兼職の状況

昭和52年４月	当行入行	平成19年４月	当行与信管理部長
平成13年４月	当行資産査定統括部主任業務役	平成21年６月	当行東京支店長
平成13年６月	当行資産管理部主任業務役	平成23年４月	当行融資統括部長
平成16年９月	当行資産管理部グループ長	平成25年６月	当行取締役監査部長委嘱（現任）

（注）１．監査役候補者と当行との間の特別の利害関係について

当行は、監査役候補者岩崎文明氏の親族が代表取締役を務める会社との間で土地賃貸借契約および岩崎文明氏との間で金銭消費貸借契約に係る連帯債務契約を締結しております。

２．岩崎文明氏は、新任の監査役候補者であります。

３．岩崎文明氏は、本総会終結の時をもって、当行取締役を退任する予定であります。

以　上

添付書類

第135期事業報告（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

１．当行の現況に関する事項

（1）事業の経過および成果等

【当行の主要な事業内容】

当行の本店のほか支店70店舗において、預金業務、貸出業務、為替業務、証券業務、信託代理業務、投資信託窓口販売業務、損害保険窓口販売業務、生命保険窓口販売業務、エレクトロニック・バンキングサービス等、地域に密着した営業活動を展開しております。

【金融経済環境】

平成26年度（平成26年４月１日～平成27年３月31日）におけるわが国の経済は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減や天候不順の影響等もあって、個人消費等に弱い動きもありましたが、公共投資は底堅く推移したほか、雇用・所得環境の改善等に支えられ、緩やかな持ち直しの動きがみられました。

当行の主要営業基盤である高知県の経済は、公共事業が増加したほか、エネルギー関連投資が相次ぐなどの動きがありました。また、雇用環境は緩やかな改善傾向にあるなど、足もとでは緩やかな持ち直しに向けた動きがみられました。

【事業の経過および成果】

こうした経済環境下ではありますが、当行は全役職員が一致協力して地域に密着した営業活動を展開し、業績の向上と経営体質の改善強化に努めてまいりました。

その結果、預金は期中139億円増加して、期末残高は9,062億円（前期末比1.56%増）となりました。

一方、貸出金は地域中小企業を中心とする事業資金に積極的に取り組みました結果、期中155億円増加して、期末残高は6,752億円（前期末比2.35%増）となりました。

また、有価証券は、期中70億円増加して、期末残高は3,090億円（前期末比2.33%増）となりました。

損益面では、経常利益は前期比13億33百万円増加して48億83百万円（前期比37.55%増）、当期純利益は同７億65百万円増加して38億円（前期比25.22%増）となりました。

【当行が対処すべき課題】

地域経済は足もとでは緩やかな持ち直しに向けた動きがみられるものの、中長期的にみれば、人口減少による経済規模の縮小や少子高齢化の進展といった課題を抱えており、依然として厳しい状況が続くものと想定されます。

こうしたなか、当行は地域金融機関として金融仲介機能やコンサルティング機能を発揮し、良質なサービスを提供することで、地域経済の活性化を目指す地方創生の取り組みに積極的に貢献してまいりたいと考えております。

こうした考えのもと、当行は目指す姿である『ベスト・リージョナル・コラボレーション・バンク』すなわち『地域の発展のために、地域とともに最も汗を流す銀行』であり続けるために、地域の皆さまと“face to face”で向き合い、役職員が一丸となって、重要な経営課題である「収益力の強化」と「資産の健全化」の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、従来にも増して、温かいご支援と変らぬご愛顧を賜りますようお願い申しあげます。

(2) 財産および損益の状況

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
預金	8,730	8,824	8,922	9,062
定期性預金	6,016	5,945	5,909	5,951
その他	2,714	2,879	3,013	3,110
貸出金	6,438	6,468	6,597	6,752
個人向け	1,105	1,056	1,043	1,039
中小企業向け	3,704	3,643	3,734	3,838
その他	1,628	1,768	1,819	1,874
商品有価証券	8	8	11	—
有価証券	2,769	2,794	3,019	3,090
国債	1,120	1,119	1,253	1,200
その他	1,648	1,675	1,766	1,889
総資産	9,506	9,644	10,028	10,414
内国為替取扱高	29,673	29,162	32,268	32,430
外国為替取扱高	百万ドル 228	百万ドル 207	百万ドル 179	百万ドル 200
経常利益	百万円 3,727	百万円 2,235	百万円 3,550	百万円 4,883
当期純利益	百万円 3,027	百万円 1,992	百万円 3,034	百万円 3,800
1株当たり当期純利益	円銭 27.61	円銭 17.38	円銭 27.78	円銭 35.35

(注) 1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づいて算出しております。
なお、自己株式数は、控除して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	912人	936人
平均年齢	41才 3月	41才 0月
平均勤続年数	18年 7月	18年 5月
平均給与月額	394千円	399千円

	当年度末		前年度末	
	本部部門	営業店部門	本部部門	営業店部門
使用人数	243人	669人	240人	696人

(注) 1．使用人は、臨時雇員および嘱託を除いた在籍者数を記載しております。
2．平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3．平均給与月額は、３月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
高知県	58	(0)	58	(0)
愛媛県	6	(0)	6	(0)
徳島県	3	(0)	3	(0)
香川県	1	(0)	1	(0)
岡山県	1	(0)	1	(0)
大阪府	1	(0)	1	(0)
東京都	1	(0)	1	(0)
合計	71	(0)	71	(0)

ロ　当年度新設営業所

該当ありません。

（注）当年度において店舗外現金自動設備を次のとおり１カ所新設いたしました。

設置場所	所在地
エースワン横内出張所	高知県高知市横内170番１

ハ　当年度廃止営業所

該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ　設備投資の総額

設備投資の総額	952百万円

（注）設備投資の総額には、有形固定資産のほか、無形固定資産を含んでおります。

ロ　重要な設備の新設等

１．新設した設備

営業所等	所在地	設備の内容	敷地面積（㎡）	建物延べ面積（㎡）	価額（百万円）	完了年月・区分
大津支店	高知県 高知市	店舗用地	458.06	—	36	平成26年12月増設

２．売却した設備

該当ありません。

3．改修した設備

営業所等	所　在　地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延べ面積 (㎡)	価額 (百万円)	完了年月
高松支店	香　川　県 高　松　市	耐震工事	942.97	843.26	55	平成26年９月
朝倉支店	高　知　県 高　知　市	耐震工事	508.00	397.61	19	平成26年９月
宇佐支店	高　知　県 土　佐　市	耐震工事	299.50	333.20	20	平成27年３月
越知支店	高　知　県 高　岡　郡 越　知　町	耐震工事	577.48	385.87	45	平成27年３月

(6) 重要な子会社等の状況

イ　子会社等の状況

会　社　名	所　在　地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社 高銀ビジネス	高知市本町 ３丁目３番４号	現金整理、物品販売、店舗警備、店舗清掃等の業務	昭和54年 ８月22日	百万円 10	% 100	子会社
オーシャンリース 株式会社	高知市堺町 １番21号	リース業務	昭和49年 10月１日	20	45 (―)	子法人
株式会社 高知カード	高知市本町 ４丁目２番40号	クレジットカード業務	昭和62年 ８月18日	20	42.5 (37.5)	子法人

(注)　１．上記３社が、連結子会社であります。
　　当期の連結経常利益は5,263百万円、連結当期純利益は3,922百万円となりました。
　　２．「当行が有する子会社等の議決権比率」欄の（　）内は、間接所有の割合（内書き）であります。

事業報告

□　重要な業務提携の概況

1．第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。

2．第二地銀協地銀41行、都市銀行５行、信託銀行３行、地方銀行64行、信用金庫268金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合135組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連751（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。

3．第二地銀協地銀41行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。

4．ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。また、セブン銀行とは、CAFIS経由方式でセブン銀行の現金自動設備による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

記載すべき事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2．会社役員（取締役および監査役）に関する事項

（1）会社役員の状況

（年度末現在）

氏　名	地　位	担当および重要な兼職の状況
森　下　勝　彦	（代表取締役） 取締役頭取	監査部担当
岡　林　　豊	常務取締役	営業本部・事務システム部担当 営業本部長
和　田　廣　男	常務取締役	総務部・融資統括部・与信管理部・市場金融部担当
植　田　　茂	常務取締役	コンプライアンス統括部・経営統括部・人事部担当
岩　﨑　文　明	取締役	監査部長
松　岡　正　憲	取締役	本店営業部長
海　治　勝　彦	取締役	経営統括部長
島　田　京　子	取締役 （社外役員）	［重要な兼職］高知県公安委員会委員
立　岩　幸　二	常勤監査役 （社外役員）	
近　森　豊　明	常勤監査役	
中　澤　雅　昭	監査役 （社外役員）	
椎　橋　　敏	監査役 （社外役員）	［重要な兼職］公益財団法人原田積善会　専務理事

事業報告

（注）1．取締役島田京子氏は、社外取締役であります。
2．監査役立岩幸二、中澤雅昭および椎橋　敏の３氏は、社外監査役であります。
3．社外取締役島田京子および社外監査役立岩幸二の両氏は、金融商品取引所の定めに基づく、独立役員であります。
4．海治勝彦氏は、平成26年６月26日開催の第134期定時株主総会において、取締役に新たに選任され、就任いたしました。
5．田中克典氏は、平成26年６月26日開催の第134期定時株主総会終結の時をもって、取締役を辞任により、退任いたしました。
6．平成26年６月26日付けで、次のとおり取締役の地位および担当の変更がありました。

氏　名	地位および担当	
	変　更　前	変　更　後
森　下　勝　彦	代表取締役 取締役頭取 監査部・人事部・営業本部担当 営業本部長	代表取締役 取締役頭取 監査部担当
岡　林　　豊	常務取締役 総務部・融資統括部・与信管理部・ 市場金融部担当 融資統括部長	常務取締役 営業本部・事務システム部担当 営業本部長
和　田　廣　男	常務取締役 コンプライアンス統括部・経営統括部・ 事務システム部担当 経営統括部長兼営業副本部長	常務取締役 総務部・融資統括部・与信管理部・ 市場金融部担当
植　田　　茂	取締役 人事部長	常務取締役 コンプライアンス統括部・経営統括部・ 人事部担当
松　岡　正　憲	取締役 総務部長	取締役 本店営業部長

7．平成26年９月１日付けで、次のとおり取締役の担当の変更がありました。

氏　名	地位および担当	
	変　更　前	変　更　後
海　治　勝　彦	取締役 経営統括部長兼コンプライアンス統括部長	取締役 経営統括部長

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区　分	人　数	報酬等	定款または株主総会で定められた報酬限度額
取　締　役	9人	92	平成20年６月26日定時株主総会決議。 取締役の報酬年額132百万円以内（この額には使用人兼務取締役の使用人分の報酬は含まない）。 取締役報酬とは別枠にて、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を年額18百万円以内の範囲で割当てる。
監　査　役	4人	36	平成20年６月26日定時株主総会決議。 監査役の報酬年額54百万円以内。
計	13人	128	

(注) 1．取締役の「報酬等」には、取締役が使用人を兼ねる場合の使用人分としての報酬額５名分30百万円は含まれておりません。

2．平成20年６月26日開催の第128期定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給を決議しており、現任の取締役２名に対する支給予定額は10,200千円であります。また、現任の監査役２名に対する支給予定額は12,000千円であります。

なお、打ち切り支給の時期につきましては、各人の役員退任以降とすることを予定しております。

3．「報酬等」には、当事業年度において費用計上したストック・オプションによる取締役７名に対する報酬額10,710千円を含んでおります。

4．ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権１個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。

事業報告

3．社外役員に関する事項

（1）社外役員の兼職その他の状況

他の法人等の重要な兼職の状況につきましては、「2．会社役員（取締役および監査役）に関する事項（1）会社役員の状況」に記載のとおりであります。なお、当行と当該他の法人等との間には、開示すべき関係はありません。

（2）社外役員の主な活動状況

氏　名	在任期間	取締役会および監査役会への出席状況	取締役会および監査役会における発言その他の活動状況
取締役 島　田　京　子	2年9カ月	当期開催の取締役会26回のうち25回に出席しております。	取締役会において、自らの経歴ならびに経験による知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言等を行っております。
監査役 立　岩　幸　二	10年9カ月	当期開催の取締役会26回および監査役会17回すべてに出席しております。	取締役会および監査役会において、自らの経歴ならびに経験による知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言等を行っております。
監査役 中　澤　雅　昭	10年9カ月	当期開催の取締役会26回および監査役会17回すべてに出席しております。	取締役会および監査役会において、自らの経歴ならびに経験による知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言等を行っております。
監査役 椎　橋　　敏	2年9カ月	当期開催の取締役会26回のうち24回に出席し、また監査役会17回のうち16回に出席しております。	取締役会および監査役会において、自らの経歴ならびに経験による知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言等を行っております。

(3) 責任限定契約

氏　名	責任限定契約の内容の概要
島　田　京　子	当行は、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第１項および定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。
立　岩　幸　二	
中　澤　雅　昭	
椎　橋　　敏	

(4) 社外役員に対する報酬等

区　分	人　数	銀行からの報酬等
報　酬　等　の　合　計	4人	26百万円

(5) 社外役員の意見

記載すべき事項はありません。

4．当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	
普通株式	400,000千株
第１種優先株式	400,000千株
発行済株式の総数	
普通株式	102,448千株
第１種優先株式	75,000千株

(2) 当年度末株主数

普通株式	6,670名
第１種優先株式	1名

(3) 大株主

① 普通株式（上位10名）

（年度末現在）

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数（千株）	持株比率（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,198	6.10
高知銀行持株会	4,646	4.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	3,608	3.55
四国総合信用株式会社	1,602	1.57
株式会社豊和銀行	1,474	1.45
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,374	1.35
株式会社近森産業	1,079	1.06
三井住友信託銀行株式会社	1,042	1.02
株式会社淀川製鋼所	926	0.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	916	0.90

（注）1．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2．持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（986,796株）を控除のうえ算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

② 第１種優先株式

（年度末現在）

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社整理回収機構	75,000	100.00

（注）第１種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第８項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

(4) その他株式に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

5．当行の新株予約権等に関する事項

（1）事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

（年度末現在）

		第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行決議日		平成20年８月８日	平成21年８月12日
新株予約権の数		35個	35個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　35,000株 （新株予約権１個につき　1,000株）	普通株式　35,000株 （新株予約権１個につき　1,000株）
権利行使価額（１株当たり）		１円	１円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式発行価格及び資本組入額		発行価格　95円 資本組入額　48円	発行価格　83円 資本組入額　42円
新株予約権の行使期間		平成20年８月27日から 平成50年８月26日まで	平成21年８月28日から 平成51年８月27日まで
行使の条件		（注）	（注）
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く。）	保有者数　２名	保有者数　２名
	社外取締役	—	—
	監査役	—	—

（年度末現在）

		第３回新株予約権	第４回新株予約権
発行決議日		平成22年８月12日	平成23年８月８日
新株予約権の数		42個	50個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　42,000株 （新株予約権１個につき　1,000株）	普通株式　50,000株 （新株予約権１個につき　1,000株）
権利行使価額（１株当たり）		１円	１円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式発行価格及び資本組入額		発行価格　67円 資本組入額　34円	発行価格　75円 資本組入額　38円
新株予約権の行使期間		平成22年９月１日から 平成52年８月31日まで	平成23年８月26日から 平成53年８月25日まで
行使の条件		（注）	（注）
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く。）	保有者数　２名	保有者数　３名
	社外取締役	—	—
	監査役	—	—

事業報告

（年度末現在）

		第５回新株予約権	第６回新株予約権
発行決議日		平成24年８月７日	平成25年11月26日
新株予約権の数		78個	73個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　78,000株 （新株予約権１個につき　1,000株）	普通株式　73,000株 （新株予約権１個につき　1,000株）
権利行使価額（１株当たり）		１円	１円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式発行価格及び資本組入額		発行価格　77円 資本組入額　39円	発行価格　142円 資本組入額　71円
新株予約権の行使期間		平成24年９月13日から 平成54年９月12日まで	平成25年12月27日から 平成55年12月26日まで
行使の条件		（注）	（注）
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く。）	保有者数　４名	保有者数　６名
	社外取締役	—	—
	監査役	—	—

（年度末現在）

		第７回新株予約権
発行決議日		平成26年８月26日
新株予約権の数		85個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　85,000株 （新株予約権１個につき　1,000株）
権利行使価額（１株当たり）		１円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式発行価格及び資本組入額		発行価格　127円 資本組入額　64円
新株予約権の行使期間		平成26年８月28日から 平成56年８月27日まで
行使の条件		（注）
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く。）	保有者数　７名
	社外取締役	—
	監査役	—

（注）新株予約権者は、権利行使時において、当行の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

記載すべき事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

6．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等
有限責任　あずさ監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員　山崎　慎司 指定有限責任社員 業務執行社員　秋山　範之	66百万円

(注) 1．当行および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　66百万円

2．当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る監査報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

責任限定契約は、締結しておりません。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると判断される場合は、監査役全員の同意により解任するほか、監査品質や独立性等から総合的に判断し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断される場合等で、解任又は不再任が相当と判断する場合は、会計監査人の解任又は不再任を含む選任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

7．財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

記載すべき事項はありません。

8．業務の適正を確保する体制

当行は、平成27年４月23日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を一部改定する決議をいたしました。

同基本方針の内容は下記のとおりであります。

記

1．取締役および職員等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 取締役および職員等は、法令等の遵守は経営の最重要課題であると明記した「コンプライアンス規程」をはじめ、コンプライアンスに関する規程類を遵守する。

② コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス全般に関する事項について審議・決定し、取締役会に定期的に報告もしくは付議する。

③ コンプライアンスに関する統括部署としてコンプライアンス統括部を設置し、各部店の部店長をコンプライアンス責任者として、その下にコンプライアンス担当者を配置したコンプライアンス体制を構築する。

④ 事業年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を取締役会において策定し、コンプライアンス統括部は全体の進捗状況および評価等についてコンプライアンス委員会および取締役会へ報告する。

⑤ コンプライアンス研修を研修計画に織り込むとともに、各種研修の場においてもコンプライアンスについての啓蒙時間を設ける。

⑥ 不祥事故防止の観点から、人事ローテーションや連続休暇制度等の職場離脱制度を実施する。

⑦ 法令等違反による不祥事や各リスク顕現化の防止および早期発見、自浄プロセスの機動性向上等のために「企業倫理ホットライン」を設け、この運営を確保するために「内部通報制度実施規程」を整備する。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制」の基本方針を定め、同基本方針に基づき財務報告の有効性を確保するための体制を整備する。

⑨ 監査部は各部店におけるコンプライアンスを含む内部管理態勢等の有効性、適切性について監査する。

⑩ 監査役は、取締役および職員等の法令等遵守体制、リスク管理体制、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制について、取締役が適切に構築し運用してい

るかを監視・検証し、必要に応じて改善を助言または勧告する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 職務の執行に係る文書は文書保存を定める行内規程類に基づき、適切に管理する。

② 取締役の意思決定に係る文書については、各会議体の規程に、それぞれの付議基準を明確に定めるとともに、議事録を作成し、適切に保存および管理する。

③ 内部情報の管理のための規程類を定め、経営統括部が一元管理するとともに、関係各部と連携して研修や臨店等で周知・徹底する。また、開示情報も経営統括部が統括・管理を行う。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクについてリスク管理方針を定めリスクを統合的に管理する。

② リスク管理の統括部署を経営統括部とし、リスク管理委員会を設置して各リスクを統合的に管理する。各リスクが顕現化し、頭取が経営に与える影響が極めて重大で緊急な対応が必要と認めた場合、対応する機関として対策本部を設置し、緊急時の管理体制を敷く。

③ 取締役会はリスクの適切かつ有効な内部管理態勢の構築と運用を図るため、リスク管理に係る業務執行を決定し、リスク管理に係る事項について付議または報告を受け、必要な意思決定と指示を行う。

④ リスク管理プログラムならびに各種施策を取締役会において決定し、各リスク管理態勢の機能状況については担当取締役が取締役会に報告する。

⑤ 事業年度毎に監査基本方針と監査計画を取締役会で決定し、監査部はそれに基づき監査を実施するとともに取締役会に監査の実施状況および結果について定期的に報告する。

⑥ 自然災害、風評リスク、情報漏洩、システム停止等の要因による緊急事態が及ぼす損失・影響を最小限に抑えるとともに、事態の早期収拾を図るため、平時からの危機管理態勢を構築する。

⑦ 地震の発生や病原菌感染の拡大等においても、継続すべき重要業務等を定めた「業務継続計画」に基づき、決済機能等を円滑に運行する体制を確保する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役および職員等の職務の執行が効率的に行われるよう、職務権限規程を制定し業務

遂行における取締役、本部および営業店の各職位の権限と責任を明確にする。

② 取締役会は経営会議やリスク管理委員会等の下位会議体へ委任することで取締役が職務の執行を効率的に行うことができるように、各会議体の権限を明確にする。

③ コンプライアンスに関する諸問題についてはコンプライアンス委員会で審議した上で、取締役会に付議する。

5．次に掲げる体制その他の当行および当行子会社から成る企業集団（以下、「当行グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制

① 関係会社管理規程にて子会社が当行に協議・報告すべき事項を定め、業績や財務状況については毎月、その他業務執行に係る重要事項については随時報告を求めて、適切に管理する。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理方針において当行グループのリスク管理態勢を定め、統括部署を経営統括部とし、グループ全体のリスクを統括的に管理する。

② 当行グループの平時からの危機管理態勢を構築するため、危機管理規程を定めるとともに、当行ならびに子会社各社で業務継続計画（BCP）を定め、経営統括部が統括的に管理する。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 子会社においても、業務の決定および執行について相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役を設置する。

② 関係会社管理規程や関係会社人事管理運用規程・与信管理規程に基づき、子会社の業務執行に際して適切な管理・指導を行う。

(4) 子会社の取締役等および職員等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 子会社の「コンプライアンス・プログラム」策定にも当行が関与し、進捗状況等については当行取締役会で検証するとともに、当行監査部において子会社の法令等の遵守状況等について監査する。

② 子会社においてもそれぞれコンプライアンスに関する規則・マニュアルを制定し、責任者を配置する。

6．監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

① 監査役の職務を補助するため、監査役と協議のうえで必要な人員を常時配置する。

7．前号の職員の取締役からの独立性および当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役の職務を補助する常勤者は、他部署の役職員を兼務せず、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。

② 監査役の職務を補助する常勤者の任命および異動については、あらかじめ監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。

③ 監査役の職務を補助する常勤者の人事考課については、監査役会の同意を得る。

8．次に掲げる体制その他の当行の監査役への報告に関する体制

(1) 当行の取締役および職員等が監査役に報告をするための体制

① 当行の取締役および職員等は、職務の執行状況等について、監査役から報告を求められた場合、速やかに適切な報告を行う。

② 内部通報制度実施規程に基づく「企業倫理ホットライン」を用いて役職員が監査役に通報できる制度を定める。

③ 法令等の違反行為、当行に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等を予知あるいは発見した場合に監査役に報告する時期・方法等について明記し、役職員に周知徹底する。

(2) 子会社の取締役・監査役および職員等またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

① 子会社の役職員等は、職務の執行状況等について、当行監査役から報告を求められた場合、速やかに適切な報告を行う。

② 内部通報制度実施規程に基づく「企業倫理ホットライン」を用いて子会社の役職員等が当行監査役に通報できる制度を定める。

9．監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 内部通報制度実施規程において、報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを定める。

10．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

① 監査役がその職務の執行について、当行に対して費用の前払等の請求をしたときは、担

当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 株主総会に提出する監査役選任議案については、あらかじめ監査役会と協議を行い、決議する。

② 監査役が取締役会、経営会議、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会その他の重要な会議に出席できることを各規程において明記する。

③ 監査部監査で得た情報については必要に応じて監査役に提供し、その円滑な職務の遂行に協力する旨を監査規程に定める。

④ 代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をする。

⑤ 監査役は必要に応じ、内部監査部門等に対して調査を求めることができる。

⑥ 監査役および監査役会が会計監査人と定期的に会合を持つなど緊密な連係を保ち、積極的に意見および情報の交換を行い、効率的な監査を実施する体制を確保する。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求は断固として拒絶する。

① 反社会的勢力対応の統括部署をコンプライアンス統括部とし、各部店の部店長を不当要求防止の責任者とする。新聞報道や営業店等からの反社会的勢力に関する情報は、当行グループで共有し、統括部署で一元管理する。

② 「反社会的勢力への対応に係る基本方針」を制定し、反社会的勢力による被害の防止と関係遮断に向けた取組みを推進する。

③ 反社会的勢力への対応にあたっては、弁護士、管轄警察署、暴力追放運動推進センターと連携する。また、各地の公安委員会が開催する「不当要求防止責任者講習」を積極的に受講する。

第135期末（平成27年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
現金預け金	46,466
現金	13,464
預け金	33,001
金銭の信託	1,069
有価証券	309,037
国債	120,092
地方債	12,898
社債	99,066
株式	12,539
その他の証券	64,440
貸出金	675,254
割引手形	7,278
手形貸付	37,369
証書貸付	562,127
当座貸越	68,479
外国為替	1,074
外国他店預け	554
取立外国為替	519
その他資産	3,011
前払費用	56
未収収益	1,190
金融派生商品	64
その他の資産	1,700
有形固定資産	15,460
建物	3,738
土地	10,785
リース資産	25
建設仮勘定	213
その他の有形固定資産	697
無形固定資産	795
ソフトウェア	124
ソフトウェア仮勘定	164
その他の無形固定資産	506
支払承諾見返	2,069
貸倒引当金	△12,794
資産の部合計	1,041,445

科目	金額
（負債の部）	
預金	906,202
当座預金	33,733
普通預金	264,402
貯蓄預金	8,755
通知預金	1,152
定期預金	586,712
定期積金	8,435
その他の預金	3,011
借用金	55,632
借入金	55,632
外国為替	0
売渡外国為替	0
その他負債	6,450
未払法人税等	74
未払費用	1,426
前受収益	491
給付補填備金	3
金融派生商品	226
リース債務	26
その他の負債	4,200
賞与引当金	324
退職給付引当金	3,325
睡眠預金払戻損失引当金	236
繰延税金負債	769
再評価に係る繰延税金負債	1,886
支払承諾	2,069
負債の部合計	976,898
（純資産の部）	
資本金	19,544
資本剰余金	16,713
資本準備金	11,751
その他資本剰余金	4,961
利益剰余金	17,394
利益準備金	564
その他利益剰余金	16,830
圧縮記帳積立金	232
繰越利益剰余金	16,598
自己株式	△158
【株主資本合計】	53,493
その他有価証券評価差額金	7,449
土地再評価差額金	3,565
【評価・換算差額等合計】	11,014
新株予約権	39
純資産の部合計	64,547
負債及び純資産の部合計	1,041,445

第135期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		19,962
資金運用収益	15,578	
貸出金利息	11,855	
有価証券利息配当金	3,664	
コールローン利息	5	
預け金利息	35	
その他の受入利息	17	
役務取引等収益	1,892	
受入為替手数料	630	
その他の役務収益	1,262	
その他業務収益	493	
商品有価証券売買益	11	
国債等債券売却益	482	
その他経常収益	1,997	
貸倒引当金戻入益	663	
償却債権取立益	784	
株式等売却益	201	
金銭の信託運用益	149	
その他の経常収益	198	
経常費用		15,078
資金調達費用	1,306	
預金利息	1,257	
譲渡性預金利息	4	
コールマネー利息	0	
借用金利息	43	
役務取引等費用	1,216	
支払為替手数料	108	
その他の役務費用	1,107	
その他業務費用	150	
外国為替売買損	31	
国債等債券売却損	25	
国債等債券償還損	79	
金融派生商品費用	13	
営業経費	11,867	
その他経常費用	538	
貸出金償却	331	
株式等売却損	39	
株式等償却	5	
その他の経常費用	163	
経常利益		4,883
特別損失		20
固定資産処分損	10	
減損損失	10	
税引前当期純利益		4,863
法人税、住民税及び事業税	168	
法人税等調整額	894	
法人税等合計		1,063
当期純利益		3,800

第135期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）株主資本等変動計算書（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	19,544	11,751	4,965	16,716	460	220	13,428	14,109
当期変動額								
剰余金の配当					104		△625	△520
当期純利益							3,800	3,800
自己株式の取得								
自己株式の処分			△3	△3				
実効税率変更による圧縮記帳積立金の増加						11	△11	—
土地再評価差額金の取崩							6	6
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	△3	△3	104	11	3,169	3,285
当期末残高	19,544	11,751	4,961	16,713	564	232	16,598	17,394

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△164	50,205	4,551	3,376	7,928	33	58,167
当期変動額							
剰余金の配当		△520					△520
当期純利益		3,800					3,800
自己株式の取得	△2	△2					△2
自己株式の処分	8	4					4
実効税率変更による圧縮記帳積立金の増加		—					—
土地再評価差額金の取崩		6					6
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			2,897	188	3,086	6	3,093
当期変動額合計	5	3,287	2,897	188	3,086	6	6,380
当期末残高	△158	53,493	7,449	3,565	11,014	39	64,547

計算書類

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　39年～50年
その他　　５年～10年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,426百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用　　：発生年度に一括損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の

従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

7．リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年４月１日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税額等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（「退職給付に関する会計基準」等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成24年５月17日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎とした割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。なお、この変更に伴う当事業年度における影響はありません。

注記事項

（貸借対照表関係）

1．貸出金のうち、破綻先債権額は380百万円、延滞債権額は32,681百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、

「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

２．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額はありません。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

３．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,835百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

４．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は35,897百万円であります。

なお、上記１．から４．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

５．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,278百万円であります。

６．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	73,795百万円
担保資産に対応する債務	
預金	6,050百万円
借用金	54,300百万円
その他の負債	2,781百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券8,646百万円及び預け金18百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金等1,120百万円が含まれております。

７．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は168,810百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの

が166,497百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　平成11年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法（平成３年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　　5,270百万円

9．有形固定資産の減価償却累計額　11,853百万円

10．有形固定資産の圧縮記帳額　　850百万円

11．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,690百万円であります。

12．取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額　　61百万円

13．取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額　　212百万円

14．貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

15．関係会社に対する金銭債権総額　3,031百万円

16．関係会社に対する金銭債務総額　　613百万円

（損益計算書関係）

１．関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額　　37百万円

役務取引等に係る収益総額　　11百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額
4百万円
関係会社との取引による費用
資金調達取引に係る費用総額　　0百万円
その他の取引に係る費用総額　　454百万円

2．継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(百万円)
高知県内	営業店舗	土地	1
岡山県内	社宅	土地	9

当行の資産のグルーピングについては、稼動資産は管理会計上において継続的な収支の把握を行っている単位である各営業店舗とし、また、遊休資産等（売却・廃止予定店舗を含む）については各資産としております。

回収可能価額の算定は、正味売却価額によっており、不動産鑑定評価等に基づく評価から処分費用見込み額を控除して算定しております。

計算書類

3．関連当事者との取引について記載すべき重要なものは以下のとおりであります。

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者	岩﨑　笑 岩﨑文明 (注2)	— —	— —	— 当行取締役	— 0.01	資金の貸出 利息の受取	資金の貸出 利息の受取	△3 1	貸出金	61
役員及びその近親者	岩﨑　笑	—	—	—	—	資金の貸出 利息の受取	資金の貸出 利息の受取	△2 0	貸出金 (注3)	8
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社ブライト (注4)	高知県高知市	1	不動産業	—	資金の貸出 利息の受取 土地の賃貸借契約の締結	資金の貸出 利息の受取 土地の賃借料支払 (注5)	△2 0 1	貸出金 (注3)	18
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	有限会社シーアールエフ (注4)	高知県高知市	3	不動産業	—	資金の貸出 利息の受取 土地の賃貸借契約の締結	資金の貸出 利息の受取 土地の賃借料支払 (注5)	△4 0 4	貸出金	20

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 貸出金の取引条件は、一般の取引先と同様に決定しております。

(注2) 岩﨑笑と取締役岩﨑文明は連帯債務者であります。

(注3) 取締役岩﨑文明が連帯保証契約を締結しております。

(注4) 取締役岩﨑文明の近親者が議決権の100%を直接保有しております。

(注5) 土地の賃借料は、近隣の賃貸条件を勘案した上で協議し、賃貸借契約を締結しております。

（株主資本等変動計算書関係）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘　要
自己株式					
普通株式	1,023	13	50	986	（注）
合　計	1,023	13	50	986	

（注）自己株式における普通株式の増加株式数13千株は、単元未満株式の買取請求による増加であり、減少株式数50千株は、ストック・オプションの行使に対応したものであります。

（有価証券関係）

1．売買目的有価証券（平成27年３月31日現在）

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券（平成27年３月31日現在）

該当事項はありません。

3．子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成27年３月31日現在）

時価のある子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

また、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	318
関連法人等株式	—
合　計	318

4．その他有価証券（平成27年３月31日現在）

	種　類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差　額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	9,953	6,496	3,456
	債　券	226,305	220,385	5,920
	国　債	120,092	116,352	3,740
	地方債	12,898	12,280	618
	社　債	93,314	91,751	1,562
	その他	53,520	51,683	1,837
	外国債券	41,229	40,269	959
	小　計	289,779	278,564	11,214
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式	1,379	1,511	△132
	債　券	5,752	5,859	△107
	国　債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社　債	5,752	5,859	△107
	その他	10,919	11,017	△97
	外国債券	7,860	7,908	△47
	小　計	18,051	18,388	△337
合　計		307,831	296,953	10,877

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）
株　式	887
その他	—
合　計	887

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

（自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日）

該当事項はありません。

6．当事業年度中に売却したその他有価証券

（自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日）

	売　却　額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株　　式	2,483	201	△39
債　　券	34,363	440	△0
国　　債	21,495	304	△0
地 方 債	600	0	—
社　　債	12,268	135	—
そ の 他	1,796	41	△25
外 国 債 券	1,068	4	△25
合　　計	38,643	684	△65

7．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、銘柄ごとに以下のとおり定めております。

①　時価が取得原価に対して50％以上下落している場合

②　時価が取得原価に対して30％以上50％未満下落しており、発行会社の業績推移等を勘案し、回復可能性がないと認められる場合

（金銭の信託関係）

1．運用目的の金銭の信託（平成27年３月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	1,069	29

2．満期保有目的の金銭の信託（平成27年３月31日現在）

該当事項はありません。

3．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成27年３月31日現在）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	5,365百万円
退職給付引当金	1,067
固定資産の減損損失	333
税務上の繰越欠損金	309
有価証券評価損	307
その他有価証券評価差額金	108
賞与引当金	106
繰延資産	69
減価償却	45
その他	312
繰延税金資産小計	8,025
評価性引当額	△5,149
繰延税金資産合計	2,876
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△3,536
固定資産圧縮積立金	△109
繰延税金負債合計	△3,645
繰延税金資産の純額	△769百万円

2．「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.37%から、平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については32.82%に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.06%となります。この税率変更により、繰延税金負債は88百万円減少し、その他有価証券評価差額金は353百万円増加し、法人税等調整額は265百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は194百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成27年４月１日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の65相当額が控除限度額とされ、平成29年４月１日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金負債は93百万円増加し、法人税等調整額は93百万円増加しております。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額	486円69銭
１株当たりの当期純利益金額	35円35銭

第135期末（平成27年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
現金預け金	47,150
金銭の信託	1,069
有価証券	308,966
貸出金	672,592
外国為替	1,074
リース債権及びリース投資資産	7,330
その他資産	7,363
有形固定資産	15,553
建物	3,742
土地	10,795
リース資産	0
建設仮勘定	213
その他の有形固定資産	802
無形固定資産	865
ソフトウェア	192
ソフトウェア仮勘定	164
その他の無形固定資産	509
繰延税金資産	76
支払承諾見返	2,069
貸倒引当金	△13,079
資産の部合計	1,051,033

科目	金額
（負債の部）	
預金	905,588
借用金	59,450
外国為替	0
その他負債	8,468
賞与引当金	331
退職給付に係る負債	3,507
役員退職慰労引当金	6
睡眠預金払戻損失引当金	236
繰延税金負債	792
再評価に係る繰延税金負債	1,886
負ののれん	170
支払承諾	2,069
負債の部合計	982,510
（純資産の部）	
資本金	19,544
資本剰余金	16,713
利益剰余金	18,929
自己株式	△158
【株主資本合計】	55,027
その他有価証券評価差額金	7,475
土地再評価差額金	3,565
退職給付に係る調整累計額	△109
【その他の包括利益累計額合計】	10,931
新株予約権	39
少数株主持分	2,524
純資産の部合計	68,523
負債及び純資産の部合計	1,051,033

第135期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		25,873
資金運用収益	15,610	
貸出金利息	11,885	
有価証券利息配当金	3,666	
コールローン利息及び買入手形利息	5	
預け金利息	35	
その他の受入利息	17	
役務取引等収益	2,179	
その他業務収益	6,009	
その他経常収益	2,073	
貸倒引当金戻入益	715	
償却債権取立益	784	
その他の経常収益	572	
経常費用		20,610
資金調達費用	1,348	
預金利息	1,257	
譲渡性預金利息	4	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
借用金利息	86	
役務取引等費用	1,383	
その他業務費用	5,204	
営業経費	12,121	
その他経常費用	551	
その他の経常費用	551	
経常利益		5,263
特別損失		25
固定資産処分損	15	
減損損失	10	
税金等調整前当期純利益		5,237
法人税、住民税及び事業税	272	
法人税等調整額	910	
法人税等合計		1,182
少数株主損益調整前当期純利益		4,054
少数株主利益		132
当期純利益		3,922

第135期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）連結株主資本等変動計算書（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	19,544	16,717	15,521	△164	51,617
当期変動額					
剰余金の配当			△520		△520
当期純利益			3,922		3,922
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分		△3		8	4
土地再評価差額金の取崩			6		6
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△3	3,407	5	3,409
当期末残高	19,544	16,713	18,929	△158	55,027

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	4,569	3,376	△108	7,837	33	2,366	61,855
当期変動額							
剰余金の配当							△520
当期純利益							3,922
自己株式の取得							△2
自己株式の処分							4
土地再評価差額金の取崩							6
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,906	188	△0	3,094	6	157	3,257
当期変動額合計	2,906	188	△0	3,094	6	157	6,667
当期末残高	7,475	3,565	△109	10,931	39	2,524	68,523

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等　　３社
株式会社　高銀ビジネス
オーシャンリース　株式会社
株式会社　高知カード

(2) 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

２．持分法の適用に関する事項

該当ありません。

３．負ののれんの償却に関する事項

20年間の定額法により償却を行っております。

４．会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法
(ｲ) 有価証券の評価は、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
(ﾛ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法
① 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建　物　　39年～50年
その他　　５年～10年
② 無形固定資産
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェア

については、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

③　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,426百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債

権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用　　：発生年度に一括損益処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) リース取引の処理方法

(貸手側)

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

なお、リース取引開始日が平成20年４月１日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきまし

ては、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号平成19年３月30日）第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の期首の価額として計上しております。また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。なお、同適用指針第80項を適用した場合に比べ、税金等調整前当期純利益は７百万円増加しております。

（12）消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税額等は当連結会計年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（「退職給付に関する会計基準」等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成24年５月17日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎とした割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。なお、この変更に伴う当連結会計年度における影響はありません。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

１．貸出金のうち、破綻先債権額は382百万円、延滞債権額は32,716百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金

であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額はありません。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,835百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は35,934百万円であります。

なお、上記１．から４．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,278百万円であります。

6．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	73,795百万円
リース債権及びリース投資資産	1,779百万円
その他資産	149百万円
預け金	40百万円

担保資産に対応する債務

預金	6,050百万円
借用金	56,013百万円
その他負債	2,781百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券8,646百万円、預け金18百万円及びその他資産６百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金等1,134百万円が含まれております。

7．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は167,985百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが165,673百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8．有形固定資産の減価償却累計額 14,382百万円

9．有形固定資産の圧縮記帳額 850百万円

10.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は1,690百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1．「その他の経常収益」には、株式等売却益210百万円及び金銭の信託運用益149百万円を含んでおります。

2．「その他の経常費用」には、貸出金償却334百万円、株式等売却損39百万円及び株式等償却５百万円を含んでおります。

3．継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(百万円)
高知県内	営業店舗	土地	1
岡山県内	社宅	土地	9

当行の資産のグルーピングについては、稼動資産は管理会計上において継続的な収支の把握を行っている単位である各営業店舗とし、また、遊休資産等（売却・廃止予定店舗を含む）については各資産としております。

回収可能価額の算定は、正味売却価額によっており、不動産鑑定評価等に基づく評価から処分費用見込み額を控除して算定しております。

連結計算書類

（連結株主資本等変動計算書関係）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	102,448	—	—	102,448	
第1種優先株式	75,000	—	—	75,000	
合計	177,448	—	—	177,448	
自己株式					
普通株式	1,023	13	50	986	（注）
合計	1,023	13	50	986	

（注）自己株式における普通株式の増加株式数13千株は、単元未満株式の買取請求による増加であり、減少株式数50千株は、ストック・オプションの行使に対応したものであります。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	—					39	
合計		—					39	

3．配当に関する事項

（1）当連結会計年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月26日定時株主総会	普通株式	202百万円	2.00円	平成26年3月31日	平成26年6月27日
	第1種優先株式	131百万円	1.752円	平成26年3月31日	平成26年6月27日
平成26年11月11日取締役会	普通株式	101百万円	1.00円	平成26年9月30日	平成26年12月5日
	第1種優先株式	85百万円	1.136円	平成26年9月30日	平成26年12月5日
合計		520百万円			

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

（決議予定）	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月26日定時株主総会	普通株式	152百万円	その他利益剰余金	1.50円	平成27年3月31日	平成27年6月29日
	第1種優先株式	127百万円	その他利益剰余金	1.704円	平成27年3月31日	平成27年6月29日

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、貸出金業務や預金業務を中心とした金融サービス業務を行うほか、債券等により有価証券運用を行っており、金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産・負債の総合的管理（ALM）を実施しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する主な金融資産は、国内の取引先に対する貸出金及び有価証券であります。貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は、主に債券、株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しており、これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

保有している主な金融負債は、顧客から調達する預金であり、これは金利リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループでは、「リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」のほか、信用リスクに関する管理規程に基づき、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、ポートフォリオ管理により銀行全体の信用リスクの分散を図っています。

営業店及び審査部門（融資統括部）において、個別債務者の財務分析、業界動向、資金使途、返済計画の評価を行うことで、個別債務者の管理をしております。評価は、新規与信実行時及び実行後の自己査定において定期的に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するように努めています。さらに、自己査定等の状況については、監査部がチェックしております。

リスク管理部門（与信管理部）において、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、銀行全体の適切な与信ポートフォリオの構築を図っています。

リスク管理部門は、モニタリング結果を定期的にリスク管理委員会及び取締役会に報告しています。

② 市場リスクの管理

リスク管理部門は、金利リスクをはじめとした市場リスク量を計測するとともに、ストレス・テストを行って、金利・株式市場が大きく変動した場合に、自己資本に与える影響を試算しています。また、市場リ

スクを一定の範囲内に管理するため、ポジション枠、損失限度額、リスク・リミットのリスク限度枠を設定しており、リスク管理委員会等において、市場リスクのコントロールについて検討を行っています。

(ⅰ)金利リスクの管理

当行では、銀行勘定（資産・負債勘定及び金利変動に感応するオフバランス勘定を含む）における金利リスクは、観測期間５年で計測した金利変動の１％タイル値・99％タイル値による金利ショックを与え計量化しています。

また、上記の方法以外にも貸出金、預金、有価証券などについて、BPV（ベーシス・ポイント・バリュー）、ギャップ分析、VaR（バリュー・アット・リスク）などの計測手法を用いて計量化しています。

(ⅱ)為替リスクの管理

外国為替取引には、顧客による外貨預金の預入・払出や外貨両替取引、貿易・貿易外取引等があり、外貨建の金融資産と金融負債のバランスを管理し、為替リスクを抑制することとしております。

(ⅲ)価格変動リスクの管理

有価証券の保有については、市場リスクに関する管理規程に基づき、リスクを管理しております。資金運用部門である市場金融部は、予め取締役会において定められた取引種類ごとの運用限度額や保有基準等の範囲内で運用を行うことにより、価格変動リスクを管理しています。これらのモニタリング結果は、リスク管理部門を通じて、定期的にリスク管理委員会及び取締役会に報告し、検討、分析を行っています。

(ⅳ)市場リスクに係る定量的情報

当行では、金利リスク、為替リスク、株式等の価格変動リスクなどを、統一的なリスク尺度としてVaRを利用することにより管理しています。VaRの計測手法には分散共分散法を用いており、過去１年間のヒストリカル・データに基づき、リスク・ファクター間の相関を考慮し、保有期間120日、信頼区間片側99.0％によりリスク量を集計しています。これらの前提条件をもとに計測した、平成27年３月31日時点における、当行単体のVaRの値は6,005百万円です。VaR計測モデルについては、定期的にバック・テスティングを実施することにより、その有効性を分析しています。なお、分散共分散法によるVaRは、統計的な仮定に基づいて算定したものであり、前提条件等によって、大きく異なる値となるものであり、また、

最大損失額の予測を意図するものではありません。

③　資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、管理規程の整備を進めるとともに、取締役会において年度毎にリスク管理プログラムを定め、流動性リスクの顕在化を防止しております。また、流動性リスクの主管部である市場金融部では、資金繰りをする部門（フロント・オフィス）と事務処理及びリスク管理を担当する部門（バック・オフィス）を分離し、それぞれ管理ルールに則った業務運営を行っており、相互に牽制機能が働く体制をとるとともに、リスク統括部署（経営統括部）においてモニタリングを実施しています。

リスクの分析結果は定期的にリスク管理委員会及び取締役会に報告しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式は、次表には含めておりません（(注２)参照)。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金預け金	47,150	47,150	—
(2) 金銭の信託	1,069	1,069	—
(3) 有価証券			
その他有価証券	308,017	308,017	—
(4) 貸出金	672,592		
貸倒引当金(*)	△12,693		
	659,899	660,810	911
資　産　計	1,016,137	1,017,048	911
(1) 預金	905,588	906,462	873
(2) 借用金	59,450	59,309	△141
負　債　計	965,039	965,772	732

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債等は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。また、個人ローン等は、商品ごとのキャッシュ・フローを同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負　債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借用金

借用金は、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報「資産（3）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（＊１）（＊２）	948

（＊１）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）当連結会計年度において、非上場株式について５百万円減損処理を行っております。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超３年以内	３年超５年以内	５年超７年以内	７年超10年以内	10年超
預け金	33,683	—	—	—	—	—
有価証券	39,672	67,947	80,084	36,644	29,005	27,844
その他有価証券のうち満期があるもの	39,672	67,947	80,084	36,644	29,005	27,844
貸出金（＊）	173,936	136,163	91,540	58,226	52,812	101,508
合計	247,293	204,111	171,624	94,871	81,818	129,353

（＊）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない33,099百万円、期間の定めのないもの25,304百万円は含めておりません。

（注４）借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超３年以内	３年超５年以内	５年超７年以内	７年超10年以内	10年超
預金（＊）	750,401	151,059	3,932	77	73	44
借用金	20,249	7,808	31,105	148	139	―
合計	770,651	158,867	35,037	225	213	44

（＊）預金のうち、要求払預金については「１年以内」に含めて開示しております。

（税効果会計関係）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.37%から、平成27年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については32.82%に、平成28年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.06%となります。この税率変更により、繰延税金資産は７百万円、繰延税金負債は90百万円減少し、その他有価証券評価差額金は355百万円増加し、法人税等調整額は270百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は194百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成27年４月１日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の65相当額が控除限度額とされ、平成29年４月１日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金負債は93百万円増加し、法人税等調整額は93百万円増加しております。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額　　500円99銭

１株当たりの当期純利益金額　　36円56銭

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月19日

株式会社高知銀行
取　締　役　会　御中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　﨑　慎　司　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　秋　山　範　之　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社高知銀行の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第135期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては､計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月19日

株式会社高知銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山崎慎司 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 秋山範之 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社高知銀行の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高知銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第135期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査計画、監査の方針等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査計画、監査の方針等に従い、取締役、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な稟議書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月20日

株式会社高知銀行　監査役会

常勤監査役　立　岩　幸　二　㊞

常勤監査役　近　森　豊　明　㊞

監　査　役　中　澤　雅　昭　㊞

監　査　役　椎　橋　　敏　㊞

（注）監査役立岩幸二、監査役中澤雅昭及び監査役椎橋敏は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

<第135期 定時株主総会>

会場ご案内図

定時株主総会は当行本店5階ホールで開催いたします。ご出席の際は下記の案内図をご参照ください。

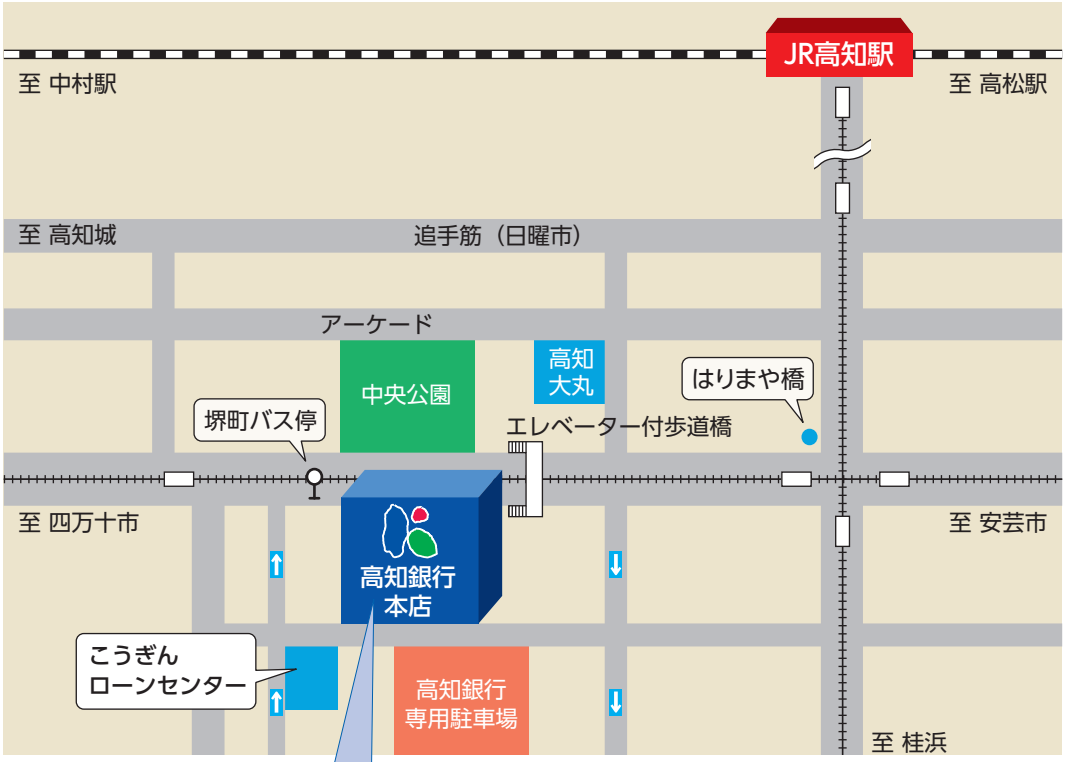

定時株主総会 会場

本店5階ホール

高知市堺町2番24号
当行本店5階ホール
TEL：088-822-9311（代表）

当行本店までの所要時間

JR高知駅より徒歩にて約15分、はりまや橋より徒歩にて約3分。

<お願い>
お車でお越しの株主さまは、本店南側の当行専用駐車場をご利用ください。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。